

Q10-1 台湾の知的財産保護に関する各種法令の説明をお願いします。また商標無断使用の実例とその対応策について教えてください。

台湾の知的財産保護に関する各種法令の説明

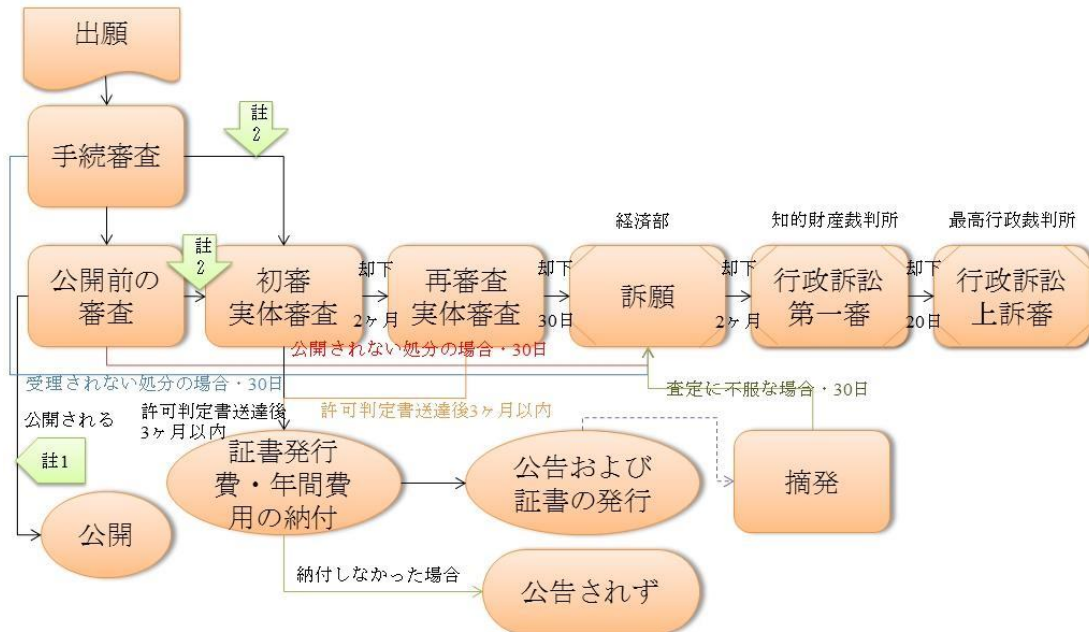
台湾の知的財産権に対する保護は、WTO の「貿易関連の知的財産権協定」(Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights, TRIPS)の構成を参考にして設計され、主に専利法(特許、実用新案、意匠)、商標法、著作権法、光ディスク管理条例、営業秘密法、集積回路の回路配置保護法、植物品種および種苗法、公正取引法等の規定を通じて、権利者の関連知的財産権を保障しています。上記の法令に反するまたは争議事件に関わる民事、刑事訴訟および行政訴訟案件については、全て「知的財産裁判所」が審理するものとし、「知的財産案件審理法」をその規範とします。

そのうち、専利および商標は登録保護主義であり、権利者は管轄官庁の經濟部知的財産局に出願する必要があり、審査通過後に初めて権利を取得することになります。その申請および行政救済手続きは次のフローチャートの通りです。

(1) 専利: ①発明専利(特許)②新型専利(実用新案)③設計専利(意匠)(下記審査および行政救済のフローチャートの出所: 知的財産局のサイト <http://www.tipo.gov.tw/>)

1 発明専利

発明専利案の審査および行政救済のフローチャート

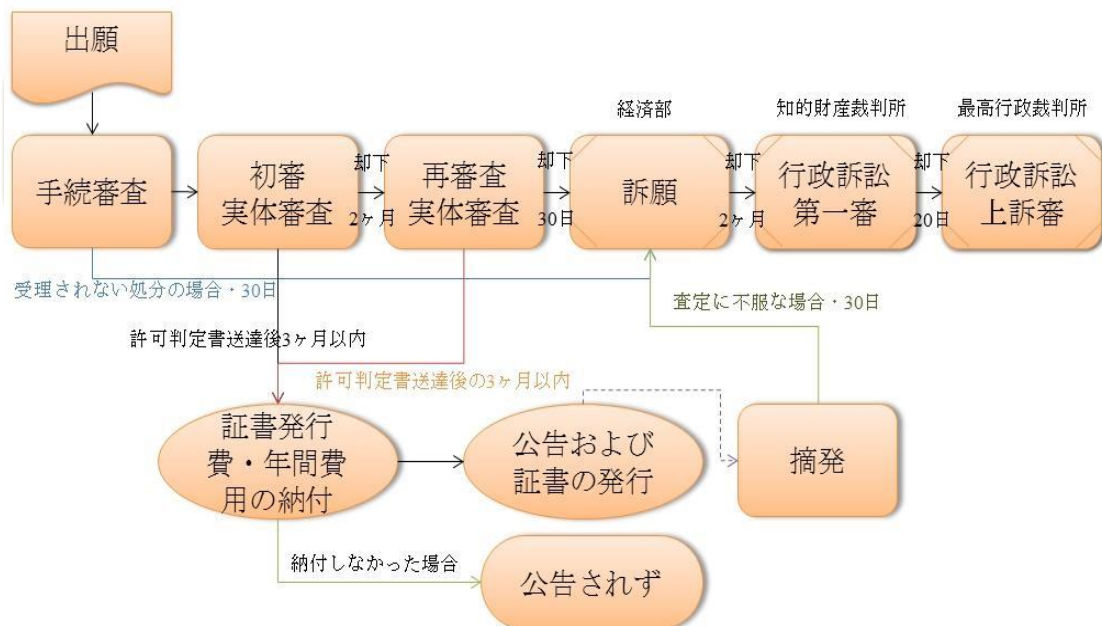


1. 発明専利の出願案は、審査で規定に沿わない手続がない、かつ公開されないことがないはずである場合、出願日（主張の優先権を有する場合は最初の優先権の翌日から）から18ヶ月後に公開するものとします。
2. 発明専利の出願案は、出願日から3年以内に、いかなる者も実体審査を申請し、実体審査に入ることができます。

新型専利

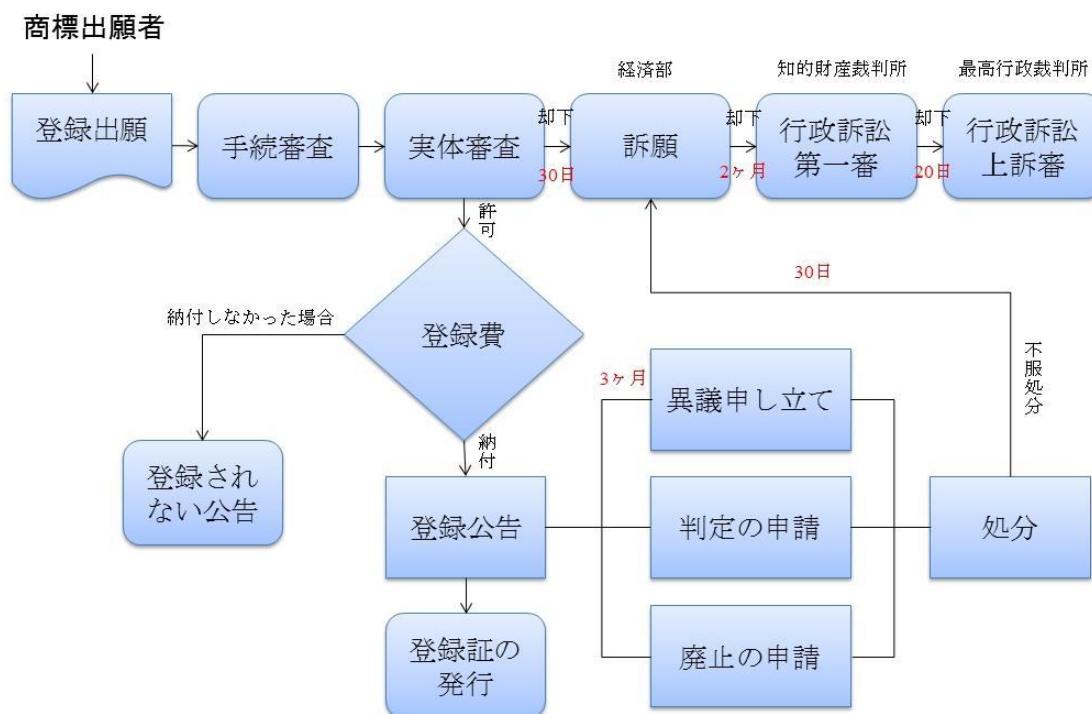
設計専利

設計専利案の審査および行政救済のフローチャート



(2) 商標(以下審査および行政救済フローチャートの出所: 知的財産局サイト

<http://www.tipo.gov.tw/>)



出願にあたっての注意事項

- (一) 専利権に関しては、専利申請書、専利説明書および図面、出願する専利の範囲および/または代理人への委任状などの必要な全書類が提出された日を申請日とし、受理日から4ヶ月以内に手数料を納付するものとします。
- (二) 商標権に関しては、商標出願書、商標デザインおよび/または代理人への委任状などの必要な全書類が提出された日を申請日とします。出願書には商標の類別および商品/サービスを明記する必要があります。

商標無断使用の事例および対応策

1. 商標無断使用の事例

: 日本の株式会社吉田と台湾の尚立国際股份有限公司 (Porter International Co., Ltd.) の間における、「Porter」商標が台湾において先取り登録された国際争議は、当時両者の間で商標使用の深刻な争議となりました。

2.商標権者はまず台湾にて商標法に基づき台湾の經濟部知的財産局に商標登録を出願する必要があり、審査を通過し商標権を取得した後に初めて権利を主張できるようになります。商標権取得後の権利の有効期限は10年であり、その都度期間延長申請をすることができます。

3.商標が無断使用されたことを発見した場合の対応策

- (1) 警告書の送付: 商標侵害があることを発見した後、警告書、弁護士レターを送付する方法で権利侵害者本人と賠償の協議を行い、かつ侵害行為を継続することを禁止する旨を要求します。ただし、権利侵害者の取引相手に警告書を送付する際には、公正取引委員会に不当な競争になると判断されることによって行政処分を受ける状況避けるため、公正取引委員会が公告した「公正取引委員会の事業が著作権、商標権または専利権の侵害の警告書を送付する案件の処理原則」を遵守しなくてはなりません。
- (2) 民事および刑事訴訟の手段: 商標侵害行為について、商標権者は民事、刑事両方で訴訟を提起することができます。民事訴訟における商標権者の求償においては、個別案件ごとに具体的な侵害額、販売総額、小売単価の1,500倍以下の金額等の方法により損害賠償額を計算することができます。また、権利侵害者による事前の財産散逸を防ぐため、事前に知的財産裁判所を通じ、先方に対して仮差押、仮処分および仮の地位を定める仮処分を申し立て、先方の金銭、財産を差し押さえることで、訴訟後の判決結果の執行をスムーズなものとするすることができます。刑事訴訟においては、商標の各種の侵害行為について、行為者は最大3年以下の有期懲役、拘留または/およびNT\$20万以下の罰金が科されます。
- (3) 公正取引法の議題: 台湾の公正取引法(独占禁止法)第22条によれば、事業者の商品またはサービスの提供を要求する際に、原則として下記行為は禁じられています。「一、関連事業者または消費者に広く認知されている他人の氏名、商号、または会社名称、商標、商品容器、包装、外観、または他人の商品を示す表示と同一ないしは類似のものを使用して、他人の商品と混同させるか、もしくは当該表示を使用している商品を販売、運送、輸出または輸入する行為。二、関連事業者または消費者に広く認知されている他人の氏名、商号、または会社名称、ロゴマーク、もしくはそのほか他人の商品を示す表示と同一または類似のものを使用して、他人の営業、サービス施設、もしくは活動と混同させる行為。三、同一もしくは同類の商品において、未登録の外国有名

商標と同一もしくは類似の表記を使用、または当該商標を使用している商品を販売、運送、輸出または輸入する行為。」このため、商品に他人の商標を使用することによって、消費者の混同を招き、公正取引法上の違法行為になる場合は、関連の民事および刑事責任を追及される可能性があります。

- (4) 正規品の並行輸入行為：商標法第 36 条第 2 項には、「登録商標がついた商品は、商標権者またはその同意を経た者が国内外の市場で取引、流通させるものとし、商標権者は当該商品に対して商標権を主張してはならない」とありますが、「正規品の並行輸入」に関しては、正規品である以上、商標法は処罰を与えません。
- (5) 権利侵害の恐れのある物品の税関による差押え：商標権者が輸入または輸出される物品が商標権を侵害している恐れがあることを発見した場合、侵害の事実を明確に説明し、かつ保証金を全額納付した後に、「商標法」および「税関の商標権の保護措置の執行にあたっての実施弁法」等に基づき、侵害事件の拡大を避けるため、事前に税関に対して予め権利侵害の物品を差し押さえるよう申請した後、侵害に対する対応をとることができます。